

# 四万十町地域包括支援センターだより ①

4月1日から四万十町地域包括支援センターがスタートしました。これから2カ月に1回を基本とし広報の紙面をお借りして、保健福祉制度についてのご紹介やセンターからのお知らせを掲載します。

今回は、地域包括支援センターの紹介と高齢者虐待防止法についてお知らせします。



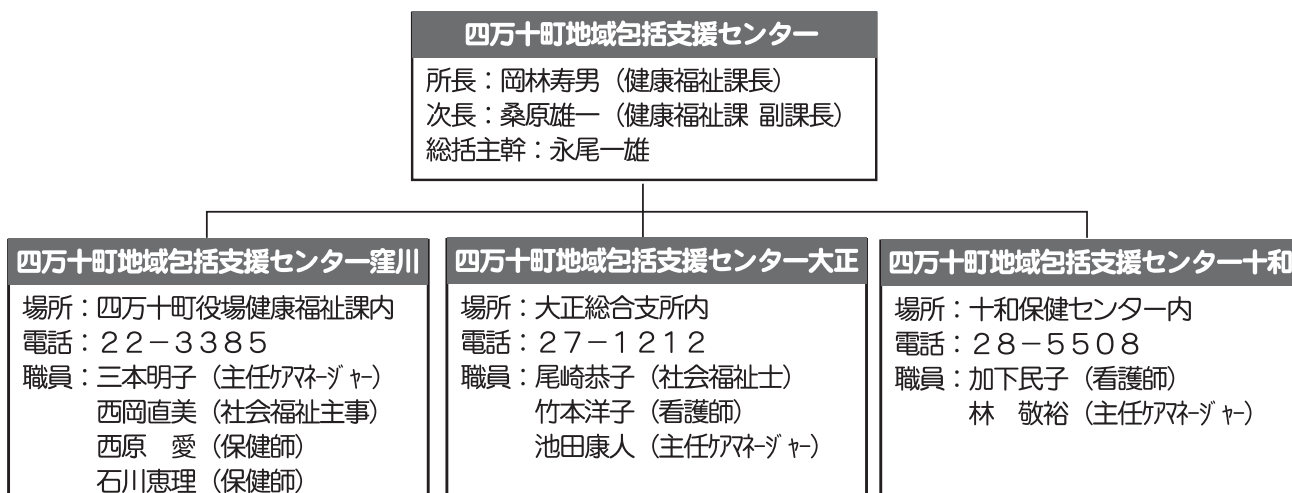
\* \* \*

介護保険法の改正により、四万十町ではこれまでの在宅介護支援センターを廃止し、窪川、大正、十和の3カ所に地域包括支援センターを設置しました。基本的な業務は在宅介護支援センターから引継ぎ、新たに介護予防、権利擁護等が加わりました。主な業務と組織体制は下記のとおりです。

## 【地域包括支援センターの主な業務】

- 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防を推進します。
- 高齢者やご家族の総合的な相談を受け付け、支援します。
- 高齢者の虐待の防止と権利擁護のための活動をします。
- よりよい介護のために、介護支援専門員（ケアマネージャー）を支援します。

## 【四万十町地域包括支援センターの体制】



## 高齢者虐待防止法が施行されました。

高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）が4月から施行されました。この法律で高齢者虐待とは、高齢者に対し家族や介護者（以下、養護者）、施設職員等が行う次の行為と規定されています。

- ① 身体的虐待…高齢者にケガをさせたり、ケガをさせる恐れのある暴力をふるうこと。
- ② ネグレクト…高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置等、養護を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待…高齢者に著しい心理的外傷を与えるような言動を与えること。
- ④ 性的虐待…高齢者にわいせつな行為をしたり、させたりすること。
- ⑤ 経済的虐待…高齢者の財産を勝手に処分したり、そのことによって利益を得たりすること。

高齢者虐待防止法の施行により、市町村は、高齢者や養護者に対して必要な相談、指導、助言や場合によっては警察署に協力を求め、立ち入り調査ができることとなっています。また、福祉関係業務に従事する人（保健師、ヘルパー、ケアマネージャー等）は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

### ※ネットワークづくり

高齢者虐待防止法の中で特に重要な点は、高齢者虐待を予防すること、そのために「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することです。地域住民、総代や区長、民生委員、介護サービス事業者、行政等の関係者が連携し、高齢者のみなさんの生活を守らなければなりません。

四万十町では、地域包括支援センターを中心に相談業務やネットワークづくりを推進しています。地域の中でお気づきの点等がありましたら、最寄りの地域包括支援センターまでご相談ください。